

令和6年12月4日
こども未来部こども政策推進担当

(仮称) 江東区こどもの権利に関する条例案の概要について

1. 前文

- (1) こどもは、誰一人代わりのいないかけがえのない存在である
- (2) すべての人は、生まれた時から一人の人間として幸せに生きる権利を持っている
- (3) こどもは、命が守られ、安心して育つことができ、まわりの人の愛情のもとで遊び、休み、学び、自分らしく暮らしていくことができる
- (4) こどもは、自分の意志で自分に合った選択をすることができる
- (5) 成長の途中であるこどもは守られる存在でもあり、まわりの人からの助けが必要になる場合がある
- (6) おとなは、こどもを守るため、こども一人ひとりの声を大切に受け止め、こどもにとって最もよいことができるように考えていかなければならない
- (7) こどもは、人種や性別、障害や病気のある、なしなどにかかわらず、いかなる差別も受けず、誰もが同じように大切にされる
- (8) こどもは、様々な活動の場に参加し、自分の意見や思いを自分らしい方法で表現することができる
- (9) こどもは、悩んだり、不安になったり、困ったことがあったら、おとなに相談したり、助けてもらうことができる
- (10) おとなは、こどもの立場に寄り添い、こどもにとって一番よいことを一緒に考えていく
- (11) 江東区には、地域の温かい思いやりの心が息づいている
- (12) おとなは、地域全体でこどもを見守り、全力で応援する
- (13) 未来を担うこどもは、たくさんの可能性であふれており、たとえ失敗しても何度でもやり直せる
- (14) 区は、こどもの権利をこどもやおとなに理解してもらうように伝えていく
- (15) 区は、こども一人ひとりが大切にされ、誰もが自分は生まれてきて良かったと思える社会を目指して、この条例を定める

2. 目的

この条例は、日本国憲法や児童の権利に関する条約の考えをもとに、こどもの権利を大切に守るための基本理念を定め、こどもの関係者が何をしなければならないのかを理解し、みんなで江東区のこどもの健やかな育ちを支えていくことを目的とする。

3. 定義

- (1) こどもとは、区内に住んでいたり、区内で学んでいたり、働いていたり、活動したりしている人の中で、まだ18歳になっていない人やこれらの人と同じく権利を認めることがふさわしい人のこととする。
- (2) 保護者とは、こどもの親や里親、こどもの親に代わりこどもを育てる人の

こととする。

- (3) 区民とは、区内に住んでいたり、区内で学んでいたり、働いていたり、活動したりする人や団体のこととする。
- (4) 育ち学ぶ施設とは、区内の保育所、幼稚園、学校や児童福祉施設などの、こどもが育ち、遊び、学び、活動するために利用する施設のこととする。

4. 大切な考え方

- (1) こどもは、生まれた時から権利を持つ人として、生活のあらゆる場面において、その権利が大切にされる。
- (2) こどもは、自分の権利が大切にされるのと同じように自分以外の人の権利も大切にす。
- (3) おとなは、こどもに対して何か行う時には、こどもにとって最もよいことができるように考えていく。

5. 保障されるこどもの権利

- (1) 安心して生きる権利
 - ① 命が守られ、愛され、大切にされること
 - ② 健康が守られ、必要な医療や行政サービスが受けられること
 - ③ 身体的・精神的な暴力や虐待を受けないこと
 - ④ 家庭の環境、国籍、文化の違い、障害のあるなし、年齢、性別、性のあり方などにより差別をされないこと
- (2) 自分らしく育つ権利
 - ① 遊び、休み、学ぶこと、そのために必要な環境が整えられること
 - ② 様々な文化、芸術、スポーツ、自然などに触れて豊かな経験ができること
 - ③ 自分の考えで仲間を作り、集まること
 - ④ 個性や自分の可能性が大切にされること
- (3) 守られる権利
 - ① こどもの健やかな育ちを害するものから守られること
 - ② プライバシーや名誉が守られること
 - ③ 不安なことや困ったことがあった時に、おとなに必要な支援や助言を求め、おとなにしっかりと自分の思いを受け止めてもらうこと
- (4) 自分の意見等を明らかにし、参加する権利
 - ① 自分の意見などをことばやその他の方法で自由に表現し、家庭や育ち学ぶ施設、地域のおとな、区などに伝えること
 - ② 自分の意見を考えるために自分にとって必要な情報をわかりやすく、おとなや社会から得ること
 - ③ こどもの意見などはおとなの意見と同じように大切にされ、おとなや社会に受け止められること
 - ④ 自分の考えで様々な活動に参加すること

6. 区の責務

- (1) こども、保護者、区民、育ち学ぶ施設や関係する人たちと力を合わせて、すべてのこどもの権利が守られるための取り組みを進める。

- (2) この条例の考え方をもとに、こどもの権利を守る取り組みを進めるための計画をつくる。
- (3) こどもに関係する様々な取り組みを行う時には、この条例の考え方をもとに進める。
- (4) こどもや保護者、区民、育ち学ぶ施設に関係する人などがこどもの権利についての考え方を理解してもらえるように取り組みを進める。
- (5) 育ち学ぶ施設や家庭、地域社会などで、こどもがこどもの権利について自ら学び、自分と自分以外の人の権利を大切にしようことができるようになるための取り組みを進める。
- (6) こどもが、こどもにとってよい環境で生まれ、育つことができるように、こどもが生まれる前から保護者を支えるための取り組みを進める。

7. 保護者の役割

- (1) こどもにとって最もよいことを一番に考え、豊かな愛情を持ってこどもに接し、こどもの権利が守られるように努める。
- (2) 区や区民、育ち学ぶ施設などと必要に応じて力を合わせてこどもが健やかに育つように努める。

8. 区民の役割

- (1) 地域全体でこどもを育てていくことを理解し、力を合わせてこどもの権利が守られるように努める。
- (2) こどもが健やかに育つことができる環境づくりに努める。
- (3) 地域全体でこどもを見守り、区と一緒にこどもが安全に安心して過ごすことができるまちづくりに努める。

9. 育ち学ぶ施設の関係者の役割

- (1) こどもが自分で考え、遊び、学び、活動することができるための支援を行い、こどもの権利が守られるように努める。
- (2) 育ち学ぶ施設がこどもの健やかな育ちのために大切な役割を持っていることを理解し、こどもを支援する力を高めることに努める。
- (3) 保護者が家庭で安心して子育てができるための支援を行い、こどもの権利が守られるように努める。
- (4) 育ち学ぶ施設の情報について、保護者や区民に伝え、力を合わせて施設を運営するように努める。

10. こどもの権利が守られていない状態からの回復

- (1) 区や保護者、区民、育ち学ぶ施設に関係する人は、こどもに差別や虐待、いじめ、その他の権利が守られていない状態があれば、力を合わせて早く回復できるようにするための支援に努める。
- (2) 区は、こどもの思いを受け止め、こどもの不安や悩みを解消できるよう相談に応じ、こどもが安心して育つことができる環境作りに努める。